

2022年 第50回北海道470級・スナイプ級選手権大会 帆走指示書（SI）

共同主催	北海道セーリング連盟・北海道470協会・北海道スナイプ協会
運営	小樽セーリング協会、北海道学生ヨット連盟
後援	小樽市・小樽市教育委員会
開催地	小樽市祝津ヨット競技場 レース海面：小樽市祝津ヨットハーバー沖
大会期日	令和4年7月2日(土)～7月3日(日)

[SP]の表記は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。（SI 14 参照）

[NP]の表記は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは、RRS 60.1(a)を変更している。

1 規則

- 1.1 本大会は「2021-2024 セーリング競技規則」（以下 RRS）に定義された規則を適用する。
- 1.2 SI は NoR よりも優先される。これは RRS 63.7 を変更している。
- 1.3 國際スナイプ級について、SCIRA 規則の「国内および国際選手権大会運営の運営規定」は同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き、適用しない。
- 1.4 RRS 付則 P および付則 T を適用する。

2 帆走指示書の変更

- 2.1 帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 09:15 までに掲示される。
ただし、レース日程の変更は、発効する前日の 18:00 までに掲示される。

3 コミュニケーション

- 3.1 競技者への通告は、**大会 LINE オープンチャット**を公式掲示板として使用する。



QR コード →

- ※ 1 艇最低 1 名、当日朝までに参加のこと。
- ※ 参加コード「hsaf」と入力
- ※ プロフィール名は艇長「セール No. + 氏名」
乗員、支援者、その他は「所属+氏名」
- ※ オープンチャットへの参加を受付（登録）とする
URL : <https://bit.ly/3QFUCka>

- 3.2 大会陸上本部は、祝津ヨットハウス 2 階に設けられる。
- 3.3 レース委員会は、海上ではデジタル簡易無線機で交信を行う。チャンネル番号は運営會議にて周知される。
- 3.4 [DP] レース中、緊急の場合を除き、艇は、音声やデータを送信してはならず、すべての艇が利用できない音声やデータ通信を受信してはならない。この制限は携帯電話にも適用する。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、祝津ヨットハウス 2 階に設置されたポールに掲揚される。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号「回答旗」中の「1 分」を「45 分」以降と置き換える。
- 4.3 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は、D 旗が掲揚された後「45 分」以降に発せられる」ことを意味する。D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみに適用する。
[DP] [NP] 艇は、この信号が発せられるまで離岸してはならない

5 レース日程

5.1

レース日程、各日のレース数と最初のレースの予告信号予定時刻は以下の通りとする。

日付	レース数		最初の予告信号予定時刻	
	470 級	スナイプ級	470 級	スナイプ級
7月2日(土)	4	4	10:30	470 級の スタート後
7月3日(日)	2	2	10:00	

5.2 各クラス、最大6レースとし、1日の最大レース数は4レースとする。なお実施するレース数はレース委員会の裁量による。

5.3 引き続き行うレースのための予告信号は、できるだけ速やかに発せられる。

5.4 7月2日は15:30、7月3日は14:00より後には予告信号を発しない。

6 クラス旗

6.1 クラス旗は、以下のとおりとする。

クラス	クラス旗	旗
470 級	470 旗	白地に470 級の記章
スナイプ級	スナイプ旗	白地にスナイプ級の記章

7 レース・エリア

7.1 「添付図1」にレース・エリアの位置を示す。ただし、天候等の理由により、レース・エリアから外れた位置でレースを行うことがある。

8 コース

8.1 「添付図2」の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前もしくは同時にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク1、4(4s、4p)は、オレンジ色の三角形ブイ、1-aはオレンジ色ブイとする。

9.2 SI 11に規定される新しいマークは、黄色またはピンクの円筒形ブイである。

9.3 スタート・マークは、スターボードのある端にあるレース委員会の信号船と、以下のいずれかである。

(a) ポートの端にあるオレンジ色のブイ

(b) ポートの端にある、オレンジ色旗を掲揚したレース委員会船

9.4 フィニッシュ・マークは、ポートの端にある青色旗を掲揚しているレース委員会船と、以下のいずれかである。

(a) スターボードの端にあるオレンジ色のブイ

(b) スターボードの端にある、青色旗を掲揚したレース委員会船

10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールと、以下のいずれかの間とする。

(a) ポートの端にある、スタート・マークであるオレンジ色のブイ

(b) ポートの端にある、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポール

10.2 [DP] [NP] 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。

10.3 スタート信号後、4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「DNS」と記録される。これは付則 A5.1、A5.2 を変更している。

11 コースの次のレグの変更

11.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12 フィニッシュ

12.1 フィニッシュ・ラインは、ポートの端にあるフィニッシュ・マーク上の青色旗を掲揚しているポールと、以下のいずれかの間とする。

- (a) スターボードの端にある、フィニッシュ・マークであるオレンジ色のブイ
- (b) スターボードの端にある、フィニッシュ・マーク上で青色旗を掲揚しているポール

13 レースの中止

13.1 レースを中止する場合、艇に注意喚起するために、レース委員会信号船以外のレース委員会船に音響信号とともにN旗を掲揚する場合がある。レース委員会信号船以外のレース委員会船でのN旗の降下には、RRS「レース信号」N旗の「予告信号はN旗降下の1分後に発せられる」の意味は持たない。

14 ペナルティー方式

14.1 [SP]はレース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反に関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。

標準ペナルティーを課された艇は、得点略語「STP」を用いて記録される。これは RRS63.1 および付則 A5、A10 を変更している。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。

標準ペナルティーが課された場合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。

14.2 [SP]または[DP]の記された規則、クラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができる。

14.3 付則 T1に基づく「レース後のペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは付則 A10 を変更している。

14.4 RRS44.1に基づきペナルティーを履行した艇は、大会陸上本部で入手できる紙の「回転ペナルティー報告書」を抗議締切時間内に大会陸上本部に提出しなければならない。

15 タイム・リミットとターゲット・タイム

15.1 タイム・リミットとターゲット・タイムは以下のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1の タイム・リミット	フィニッシュ・ ウインドウ	ターゲット・ タイム
470 級	60 分	20 分	15 分	40 分
スナイプ級	70 分	20 分	15 分	45 分

15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しそうにない場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。これは RRS32.1 を変更している。

15.3 RRS30.3 および 30.4 に違反せずスタートしてコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、フィニッシュ・ウインドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なし「DNF」と記録される。これは、RRS 35、付則 A4、A5 を変更している。

15.4 ターゲット・タイムどおりとならなくとも、救済要求の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a) を変更している。

16 審問要求

- 16.1 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースは行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。時刻は公式掲示板に掲示される。
- 16.2 抗議・救済・審問再開の要求の、審問要求の様式は、大会陸上本部にて入手できる。
- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者および支援者に、審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 20 分以内に通告が掲示される。
- 16.4 審問は、基本的に受付順に、祝津ヨットハウス 2 階にあるプロテスト・ルームにておこなう。
- 16.5 付則 P に基づき RRS 42 違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 16.6 RRS77, 付則 G は艇からの抗議の根拠とはならない。これは RRS60.1(a) を変更している。
- 16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から 20 分以内に提出されなければならない。これは RRS62.2 を変更している。

17 得点

- 17.1 本大会の成立には、2 レースを完了することが必要である。
- 17.2 艇の得点は、完了したレースが 4 レース以下の場合は全レースの合計得点とし、5 レース以上完了した 場合は最も悪い得点の 1 レースを除外したレース得点の合計とする。これは RRS 付則 A2.1 を変更 している。

18 [DP] [NP] 安全規定

- 18.1 [SP] 出艇申告と帰着申告は以下のとおりとする。
- (1) 出艇しようとする艇の代表者は、その日の 8:00 から **オープンチャット** に「出艇申告」をしなければならない。
- (2) 帰着した艇の代表者（レース委員会が正当な理由があると認めた場合はその代理人）は、帰着後速やかに **オープンチャット** に「帰着申告」をしなければならない。その日の最終レース終了後の帰着申告は、その日の当該クラスの抗議締切時刻までに完了させなければならない。
- (3) 帰着申告後に再出艇する場合（「AP/H 旗」「N/H 旗」またはリタイアによる帰着後の再出艇）は、随時 **オープンチャット** に出艇の申告を受付ける。出艇申告をせずに再出艇をすることは認められない。
- (1)～(3)の違反に対するペナルティーは、対象となるレースすべてに対して課せられる。
- 18.2 [SP] 海上でリタイアする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、最初の妥当な機会にリタイアの意思をレース委員会に伝えなければならない。競技者は SI18.1(2) に従い帰着申告を行った後、速やかに大会陸上本部で入手できる紙の「リタイア報告書」を提出しなければならない。
- 18.3 レース委員会またはプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合、リタイアを勧告することができる。また、艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合、強制救助をする場合がある。強制救助の判断については、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは RRS60.1(b) を変更している。なおリタイアを勧告された場合も、SI18.2 に記載の「リタイア報告書」を提出しなければならない。

19 [DP] [NP] 乗員の交代と装備の交換

- 19.1 [SP] 艇は、その日の最初のレースの「乗員届」を SI18.1(1) の出艇申告と同時に **オープンチャット** に提示しなければならない。
- 19.2 [SP] SI19.1 の「乗員届」提示後に乗員を変更する場合は、紙の「乗員変更届」をその都度、大会陸上本部に提出しなければならない。海上で乗員を交替する場合は、最初の妥当な機会に、レース委員会信号船に乗員交替の旨を伝え、帰着後に「乗員変更届」をレース委員会へ提出しなければならない。
- 19.3 [SP] 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会による承認なしでは許可されな

い。交換の要請は、陸上で交換する場合は、大会陸上本部で入手できる紙の「装備交換申請書」をレース委員会へ提出し承認を受けなければならない。海上で交換する場合は、最初の妥当な機会に、レース委員会信号船に装備の交換の旨を伝え、帰着後に「装備交換申請書」をレース委員会へ提出し承認を受けなければならない。

19. 4 SI19. 1～19. 3 違反は対象となるすべてのレースに対してペナルティーが課せられる。

[DP]装備と計測のチェック

20. 1 艇または装備は、クラス規則、レース公示および帆走指示書に適合しているか、いつでも検査されることがある。

20. 2 水上でレース委員会に指示された場合、艇は検査のために指定されたエリアに向かわなければならない。

20. 3 帰着後、陸上でレース委員会に指定された場合、艇は速やかに計測場所に艇を持ち込まなければならない。

21 運営船

21. 1 運営船は、以下のように識別される。

運営艇	標識旗
レース委員会	白地に黒字で RC と記された旗
プロテスト委員会	白地に黒字で JURY と記された旗

22 ごみの処分

22. 1 ごみは、レース委員会船、プロテスト委員会船、支援艇に渡してもよい。

23 リスク・ステートメント

23. 1 RRS 3 には『レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。』とある。大会に参加することによって、それぞれの競技者は、セーリングには内在するリスクがあり、潜在的な危険を伴う行動であることに合意し、認めることになる。これらのリスクには、強風、荒れた海、天候の突然の変化、機器の故障、艇の操船の誤り、他艇の未熟な操船術、バランスの悪い不安定な足場、疲労による傷害のリスクの増大などがある。セーリング・スポーツに固有なのは、溺死、心的外傷、低体温症、その他の原因による一生消えない重篤な傷害、死亡のリスクである。

24 行動規範

24. 1 [DP] 競技者および支援者は、主催団体、運営役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

[DP] [NP]新型コロナウイルス等感染予防対策

25. 1 大会関係者（運営・選手・支援者）は、大会 2 週間前から体温測定をし、記録をつけ、当日も平温であれば参加可能とする。

25. 2 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

25. 2. 1 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

25. 2. 2 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

25. 2. 3 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

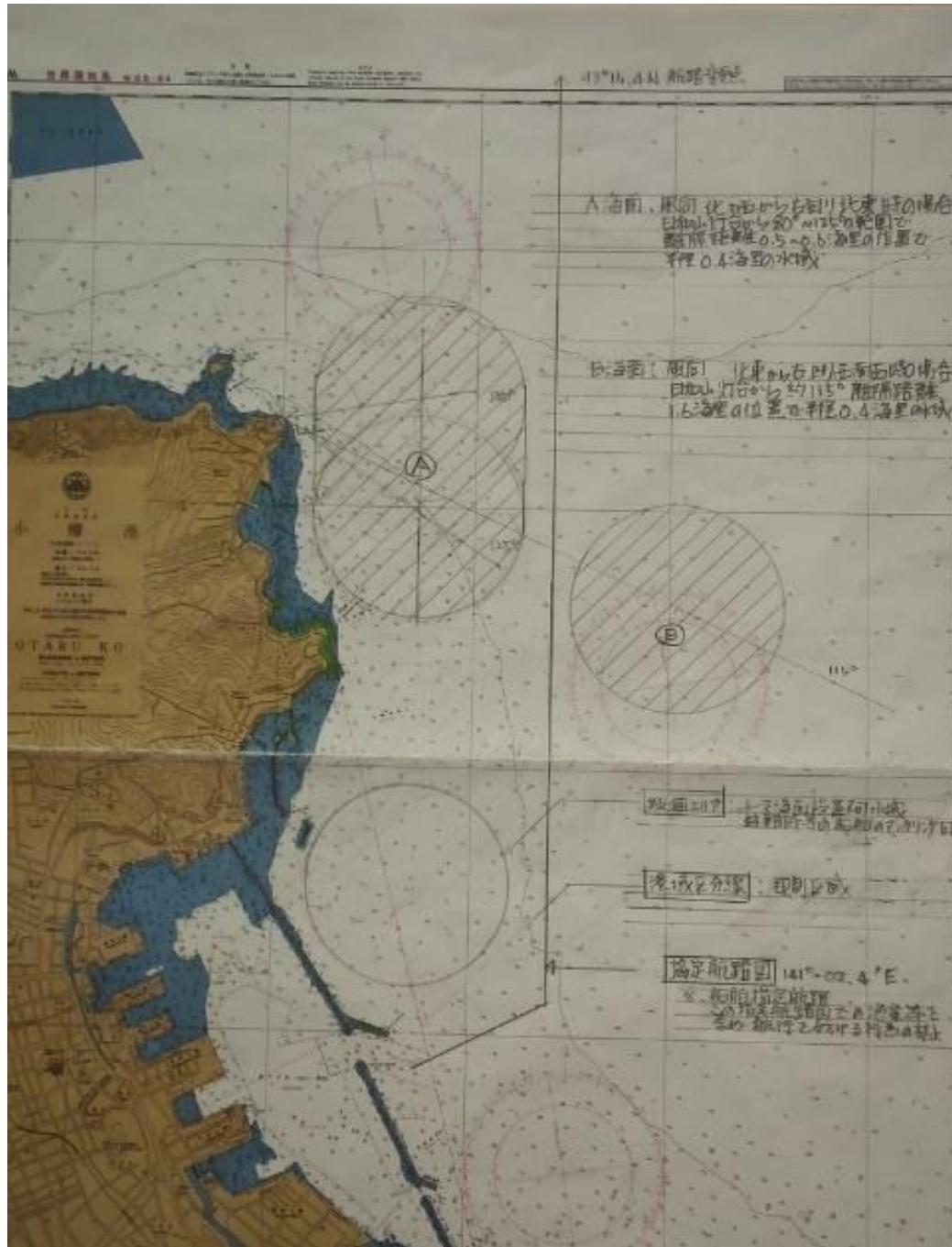
25. 3 マスクを持参し、陸上ではマスクを着用すること。

25. 4 こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒の実施すること。

25. 5 他の参加者、主催者、スタッフ等との距離を確保すること（できるだけ 2m 以上／障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。

- 25.6** 大会開催中は大きな声での会話、応援等をしないこと。
- 25.7** 感染拡大防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。
- 25.8** 大会終了後 2 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

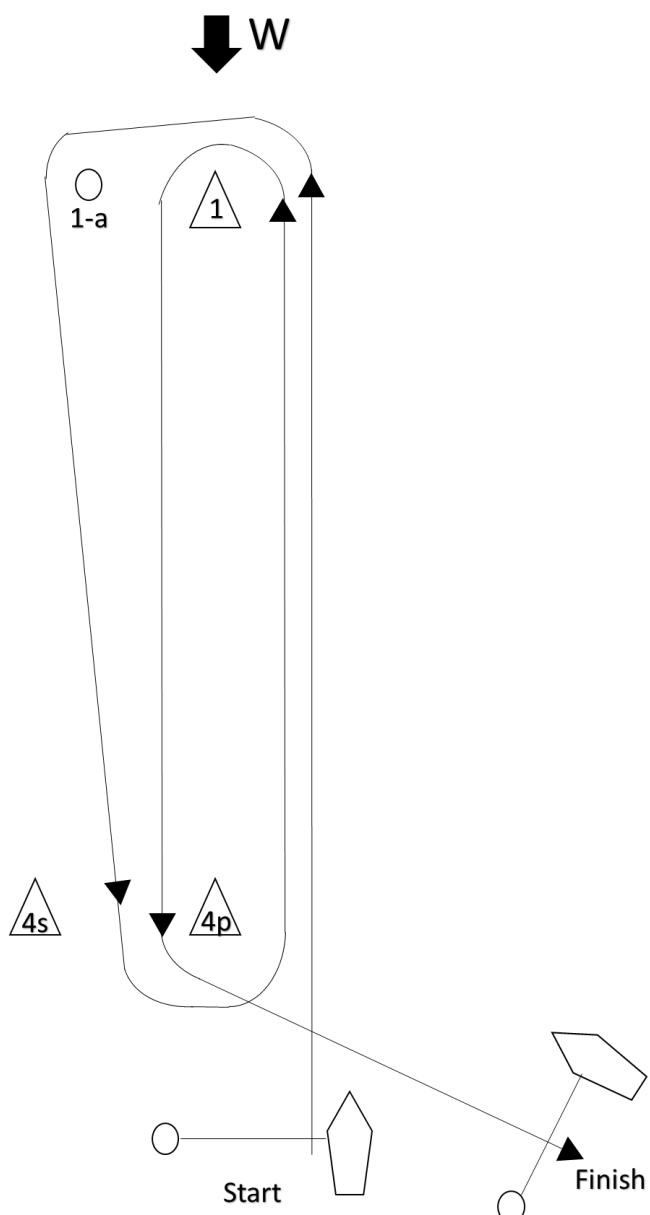
「添付図 1」 レース・エリア



主要座標 緯度1度=緯度60分=60海里
 祝津沖水域 : 緯度 43° -13.0 N ~ 43° -14.9 N
 海面 A : 緯度 43° -13.6 N ~ 43° -14.8 N
 同中心 : 緯度 43° -14.0 N ~ 43° -14.4 N
 海面 B : 緯度 43° -13.2 N ~ 43° -14.0 N
 同中心 : 緯度 43° -13.6 N
 * 協定航路 東経 141° -02.4 E
 ハーバー入口 : 緯度 43° -14.1 N

緯度1分=1海里(NM)=1.852KM
 東経 141° -01.2 E ~ 141° -03.7 E
 東経 141° -01.2 E ~ 141° -02.3 E
 東経 141° -01.7 E
 東経 141° -02.5 E ~ 141° -03.7 E
 東経 141° -03.0 E
 東経 141° -00.9 E

「添付図 2」 コース



Start → 1 → 1-a → 4s/4p → 1 → 4p → Finish

「添付図 3」 スタート・エリア

SI10.2におけるスタート・エリアは以下の範囲である。

